

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年12月26日改正
平成20年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正	平成27年3月25日改正
平成28年3月22日改正	平成28年6月16日改正
平成30年3月27日改正	平成31年3月27日改正
令和元年6月25日改正	令和2年3月25日改正
令和2年12月22日改正	令和3年4月20日改正
令和3年6月17日改正	令和4年3月22日改正
令和5年3月22日改正	令和 年 月 日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 教育研究組織等（第4条～第11条の6）
- 第3章 教学及び学生（第12条～第47条）
 - 第1節 学年、学期及び休業日（第12条）
 - 第2節 標準修業年限及び在学期間（第13条、第14条）
 - 第3節 入学（第15条～第21条）
 - 第4節 教育課程等（第22条～第30条）
 - 第5節 休学、復学、転学、転研究科等、留学、退学及び除籍（第31条～第36条）
 - 第6節 課程修了の認定及び学位の授与（第37条～第39条）
 - 第7節 教員免許状（第40条）
 - 第8節 賞罰（第41条）
 - 第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第42条～第47条）
- 第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条～第54条）
- 第5章 補則（第55条～第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人富山大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、富山大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、学環又は専攻等において別に定める。

（自己評価等）

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究組織等

（課程）

第4条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程、専門職学位課程とする。

2 博士課程は、前期及び後期の区分を設けないもの（以下「一貫制博士課程」という。）及び前期及び後期の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）とする。

3 区分制博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の区分とし、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

（課程の目的）

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

（研究科及び学環）

第6条 大学院に置く研究科、学環及び専攻は、次に表に掲げるとおりとする。

研究科・学環名	課程	専攻
人文社会芸術総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻
総合医薬学研究科	修士課程 博士前期課程 一貫制博士課程 博士後期課程	総合医薬学専攻
理工学研究科	博士前期課程 博士後期課程	理工学専攻
持続可能社会創成学環	修士課程	—
医薬理工学環	博士前期課程 博士後期課程	—
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻

2 持続可能社会創成学環は、第22条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する。

3 医薬理工学環は、第22条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、総合医薬学研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する。

（収容定員）

第7条 研究科等及び専攻の収容定員は、別表第1のとおりとする。

（研究科等の教員組織）

第8条 研究科等は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

2 研究科等の教員組織に関する事項は、別に定める。

第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一の専攻に限り、修士課程又は専門職学位課程の担当を兼ねることができる。

（研究科長）

第9条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 研究科長は、その研究科に関する事項をつかさどる。

（副研究科長）

第9条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、当該研究科の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 副研究科長は、研究科長の命を受け、研究科長の職務を補佐し、研究科長に事故があるときはその職務を代理する。

(研究科委員会)

第10条 研究科に教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、研究科において定める。

(学環長)

第11条 学環に学環長を置く。

2 学環長は、当該学環の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 学環長は、その学環に関する事項をつかさどる。

(副学環長)

第11条の2 学環に副学環長を置くことができる。

2 副学環長は、当該学環の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 副学環長は、学環長の命を受け、学環長の職務を補佐し、学環長に事故があるときはその職務を代理する。

(学環委員会)

第11条の3 学環に教育研究に関する事項を審議するため、学環委員会を置く。

2 学環委員会に関し必要な事項は、学環において定める。

第3章 教学及び学生

第1節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第13条 本学大学院の標準修業年限は、修士課程及び専門職学位課程は2年、博士後期課程は3年、一貫制博士課程は4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科等、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第14条 本学大学院の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。

第3節 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科等において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部

科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
 - (10) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 本学大学院の一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の中等教育学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院博士課程（修業年限が4年のものに限る。）に入学した者であつて、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
- (9) 本学研究科等において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (10) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であつて、研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

4 本学大学院の専門職学位課程に入学することのできる者は、第1項各号の一に該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有し、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。

第17条 前条第1項第9号から第11号まで、第2項第8号及び第3項第8号から第10号までの認定に当たって必要な事項は、研究科等において定める。

（入学の出願）

第18条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第19条 入学を志願する者に対しては、入学者受入れの方針に基づき選考を行うものとし、選考の方法は研究科等において別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会又は学環委員会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第20条 入学手続及び入学許可については、本学学則の規定を準用する。

（再入学及び転入学）

第21条 再入学及び転入学については、本学学則の規定を準用する。

2 前項に定める転入学には、国際連合大学の課程に在学する者で、本学に転入学を志願するものを含むものとする。

第4節 教育課程等

（教育課程の編成及び教育方法等）

第22条 本学大学院は、修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科等における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

3 研究科等が開設する授業科目のほか、基礎的素養の涵養に資するため、大学院共通科目を開設する。

4 研究科等の授業科目及び大学院共通科目は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。

5 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学大学院が認める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

6 研究科等の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、准教授、講師又は助教に担当若しくは分担させることができる。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第22条の2 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、本大学院に置かれる二以上の研究科等（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科等以外の基本組織を置くことができる。

（教育方法の特例）

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業の方法）

第23条の2 授業の方法については、本学学則第61条第1項から第3項までの規定を準用する。

（成績評価基準等の明示等）

第23条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（組織的な研修等）

第23条の4 教育内容改善等のための組織的な研修等については、本学学則の規定を準用する。

（授業期間、授業科目の内容、単位数及び履修方法）

第24条 研究科等における授業期間、授業科目及び大学院共通科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第24条の2 学長が必要と認めるときは、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、研究科等において別に定めるものとする。

（単位の計算方法）

第24条の3 単位の計算方法については、本学学則の規定を準用する。

（長期にわたる課程の履修）

第25条 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、研究科等の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（他の研究科等又は学部の授業科目の履修等）

第26条 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の研究科等又は学部との協議に基づき、研究科等の定めるところにより、学生が当該他の研究科等又は学部の授業科目を履修することを認めることができる。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第26条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づかない場合であっても、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第27条 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な

研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協定に基づき、博士課程及び博士後期課程の学生に対し、当該外国の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

3 第26条の2及び前2項の規定により本学大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、本学学則の規定を準用する。

(成績)

第30条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、研究科等が必要と認める場合は、認、合格及び不合格の評語を用いることができる。

2 前項に掲げるもののほか、成績に関し必要な事項は、研究科等において別に定める。

第5節 休学、復学、転学、転研究科等、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第31条 休学及び復学については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学期間は、通算して当該研究科等の標準修業年限を超えることができない。

(転学)

第32条 転学については、本学学則の規定を準用する。

(転研究科等)

第33条 学長は、他の研究科等に転ずることを願い出た者があるときは、当該研究科委員会等の意見を聴いて、許可することができる。

(留学)

第34条 留学については、本学学則の規定を準用する。

(退学)

第35条 退学については、本学学則の規定を準用する。

(除籍)

第36条 除籍については、本学学則の規定を準用する。

第6節 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の要件)

第37条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）の修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、研究科等が定めた期間）以上在学し、所定の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修士課程にあっては、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

2 優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

第37条の2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

第37条の3 専門職学位課程の修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、教職実践開発研究科が定めた期間）以上在学し、所定の授業科目について46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。

第37条の4 本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の博士後期課程における在学期間については、適用しない。
(課程修了の認定)

第38条 本学大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、研究科委員会等の意見を聴いて、学長が認定する。

(学位の授与)

第39条 修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与については、別に定める。

第7節 教員免許状

(教員免許状)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科等において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第41条 表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 特定の研究事項について、本学大学院での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として本学大学院に受け入れることができる。

(特別研究学生)

第45条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での研究指導を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として本学大学院に受け入れることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができます。

(研究生等に関するその他の事項)

第47条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第48条 本学大学院の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、富山大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(検定料の免除)

第48条の2 検定料の免除については、本学学則の規定を準用する。

(入学料の免除)

第49条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請により、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学料の免除の申請をした者については、その免除を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の納付を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第50条 入学料の徴収猶予については、本学学則の規定を準用する。

(授業料の納付、免除及び徴収猶予等)

第51条 授業料の納付、免除及び徴収猶予等については、本学学則の規定を準用する。

(授業料等の不徴収)

第52条 特別聴講学生等の授業料等の不徴収については、本学学則の規定を準用する。

(寄宿料の免除)

第53条 寄宿料の免除については、本学学則の規定を準用する。

(納付した授業料等)

第54条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料相当額を返還するものとする。

3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

(研究科等の規則)

第55条 研究科等に関する規則は、研究科等において定める。

(本学学則の読み替え)

第56条 この学則中、本学学則の規定を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」又は「学環」と、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」又は「学環委員会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成17年10月1日から施行する。

2 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第11条の規定に基づき、国立大学法人富山大学成立の際現に、改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科大学がそれぞれ設置する大学（以下「旧富山大学及び旧富山医科大学」という。）に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった課程の履修を富山大学大学院において行うものとし、課程の履修その他当該学生の教育に関する事項は、旧富山大学及び旧富山医科大学の大学院学則等を適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 生命融合科学教育部、医学薬学教育部及び理工学教育部の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
生命融合科学教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	18	27
		生体情報システム科学専攻	4	8	12
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	8	12
	計		17	34	51
医学薬学教育部	修士課程	医科学専攻	15	30	30
		看護学専攻	16	32	32
		薬科学専攻	30	60	60
		臨床薬学専攻	16	32	32
		小計	77	154	154
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	36	54
		東西統合医学専攻	7	14	21
		生命薬科学専攻	18	36	54
		小計	43	86	129
	計		120	240	283
理工学教育部	修士課程	数学専攻	12	24	24
		物理学専攻	12	24	24
		化学専攻	10	20	20
		生物学専攻	10	20	20
		地球科学専攻	10	20	20
		生物圏環境科学専攻	10	20	20
		電気電子システム工学専攻	33	66	66
		知能情報工学専攻	27	54	54
		機械知能システム工学専攻	33	66	66
		物質生命システム工学専攻	60	120	120
		小計	217	434	434
	博士課程	数理・ヒューマンシステム科学専攻	5	10	15
		ナノ新機能物質科学専攻	6	12	18
		新エネルギー科学専攻	5	10	15
		地球生命環境科学専攻	5	10	15
		小計	21	42	63
	計		238	476	497
	合計		375	750	831

3 平成18年3月31日における医学系研究科、薬学研究科、理工学研究科については、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 医学薬学教育部修士課程薬科学専攻及び臨床薬学専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医学薬学教育部博士前期課程薬科学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成22年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
医学薬学教育部	博士前期課程	薬科学専攻	35

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 人文科学研究科修士課程文化構造研究専攻及び地域文化研究専攻並びに教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 人文科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科及び芸術文化学研究科の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成23年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
人文科学研究科	修士課程	人文科学専攻	8
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	13
		発達環境専攻	13
	計		26
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	10
		企業経営専攻	16
	計		26
芸術文化学研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 医学薬学教育部博士課程生命薬科学専攻及び理工学教育部修士課程物質生命システム工学専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 理工学教育部修士課程数学専攻、化学専攻、生物学専攻、生命工学専攻、環境応用化学専攻及び材料機能工学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成24年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
理工学教育部	修士課程	数学専攻	20
		化学専攻	22
		生物学専攻	22
		生命工学専攻	18
		環境応用化学専攻	22
		材料機能工学専攻	20

- 医学薬学教育部博士後期課程薬科学専攻及び理工学教育部博士課程ナノ新機能物質科学専攻、新エネルギー科学専攻、地球生命環境科学専攻は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から平成25年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	
			平成24年度	平成25年度
医学薬学教育部	博士後期課程	薬科学専攻	8	16
理工学教育部	博士課程	ナノ新機能物質科学専攻	16	14

		新エネルギー科学専攻	1 3	1 1
		地球生命環境科学専攻	1 4	1 3

- 5 医学薬学教育部博士課程薬学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学薬学教育部	博士課程	薬学専攻	4	8	1 2

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 医学薬学教育部修士課程看護学専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 医学薬学教育部博士後期課程看護学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	
			平成27年度	平成28年度
医学薬学教育部	博士後期課程	看護学専攻	3	6

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 人間発達科学研究科発達教育専攻及び発達環境専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	1 9
		発達環境専攻	1 9

- 3 教職実践開発研究科の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	1 4

- 4 改正後の第30条及び第40条の規定は、平成28年度に第1年次に入学した者から適用し、平成27年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に再入学及び転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に経済学研究科地域・経済政策専攻及び経済学研究科企業経営専攻に在学する者並びに平成30年度以前入学者と同一の年次に当該専攻に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第40条第2項別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に入間発達科学研究科発達環境専攻に在学する者並びに平成31年度以前入学者と同一の年次に当該専攻に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第40条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日に入間科学研究科人文科学専攻に在学する者並びに令和2年度以前入学者と同一の年次に当該専攻に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第40条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科人文科学専攻、人間発達科学研究科の各専攻、経済学研究科の各専攻、芸術文化研究科芸術文化学専攻、医学薬学教育部医科学専攻、医学薬学教育部博士前期課程の各専攻及び理工学教育部修士課程の各専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 次の研究科及び学環の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、令和4年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
人文社会芸術総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻	46 a - 8
総合医薬学研究科	修士課程	総合医薬学専攻	66 b - 8
理工学研究科	修士課程	理工学専攻	288 a - 10 b - 29
持続可能社会創成学環	修士課程	—	18
医薬理工学環	修士課程	—	37
合計			400

- 備考 1 a を付した数字は、持続可能社会創成学環に活用する収容定員を示し、b を付した数字は、医薬理工学環に活用する収容定員を示し、それぞれ内数とする。
- 2 この表における合計欄の数は、持続可能社会創成学環及び医薬理工学環の収容定員を除いた合計を示す。

- 4 生命融合科学教育部、医学薬学教育部、理工学教育部及び教職実践開発研究科の授業科目は、改正後の第22条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和4年3月31日に入間科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科又は芸術文化研究科に在学する者並びに令和3年度以前入学者と同一の年次に当該専攻に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第40条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 総合医薬学研究科修士課程の総合医薬学専攻、理工学研究科修士課程の理工学専攻、医薬理工学環修士課程、生命融合科学教育部博士課程の各専攻、医学薬学教育部博士後期課程の各専攻、医学薬学教育部博士課程の各専攻及び理工学教育部博士課程の各専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者並びに令和5年度以前の入学者と同一の年次に再入学及び転入学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条の規定は、令和6度に第1年次に入学した者から適用し、令和5年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に再入学及び転入学する者については、なお従前の例による。
- 4 次の研究科及び学環の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合医薬学研究科	一貫制博士課程 博士後期課程	総合医薬学専攻	3 4	6 8	1 0 2
			1 6	3 2	4 8
			c - 7	c - 1 4	c - 2 1
理工学研究科	博士後期課程	理工学専攻	2 9	5 8	8 7
			c - 5	c - 1 0	c - 1 5
医薬理工学環	博士後期課程	—	1 2	2 4	3 6

備考1 c を付した数字は、医薬理工学環博士後期課程に活用する収容定員を示し、それぞれ内数とする。

別表第1

研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員
人文社会芸術総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻	4 6 a - 8	9 2 a - 1 6
総合医薬学研究科	修士課程・博士前期課程	総合医薬学専攻	6 6 b - 8	1 3 2 b - 1 6
	一貫制博士課程 博士後期課程		3 4 1 6 c - 7	1 3 6 4 8 c - 2 1
理 工 学 研 究 科	博士前期課程	理 工 学 専 攻	2 8 8 a - 1 0 b - 2 9	5 7 6 a - 2 0 b - 5 8
	博士後期課程		2 9 c - 5	8 7 c - 1 5
持続可能社会創成学環	修士課程	—	1 8	3 6
医 薬 理 工 学 環	博士前期課程	—	3 7	7 4
	博士後期課程		1 2	3 6
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	1 4	2 8
合計			4 9 3	1 , 0 9 9

備考1 a を付した数字は、持続可能社会創成学環に活用する入学定員及び収容定員を示し、 b を付した数字は、医薬理工学環博士前期課程に活用する入学定員及び収容定員を示し、 c を付した数字は、医薬理工学環博士後期課程に活用する入学定員及び収容定員を示し、それぞれ内数とする。

2 この表における合計欄の数は、持続可能社会創成学環及び医薬理工学環の入学定員及び収容定員を除いた合計を示す。

別表第2

	高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	商船 職業指導 英語 ドイツ語 フランス語 中国語 ロシア語 宗教
--	--	--

学則の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

研究科等連係課程実施基本組織である大学院 医薬理工学環に博士後期課程を設けることに伴い、所要の改正を行うもの。

2. 変更点の概要

- 1) 新設の組織、入学定員及び収容定員に合わせて条文を修正。
(第2条の2、第6条、第7条(別表第1)、第11条、第13条、第16条、第19条、第56条)
- 2) 「課程」について、個別の条文として新たに規定。(第4条)
- 3) 医薬理工学環において、修士課程から博士前期課程へと課程名称を変更することに伴い、条文を修正。
(第8条の2、第37条の2、第39条)
- 4) 3年制の博士課程がなくなることに伴い、条文を修正。
(第16条、第37条の4)
- 5) 複数の専攻を有する研究科等がなくなることに伴い、条文を修正。
(第33条)
- 6) 必要な事項を附則に規定。
- 7) その他、条ずれや字句の修正。

国立大学法人富山大学大学院学則新旧対照表

改正後	改正前
国立大学法人富山大学大学院学則（案） （略） 令和5年 月 日改正	国立大学法人富山大学大学院学則 （略）
第1条から第2条まで （略） (教育研究上の目的) 第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、 <u>研究科</u> 、 <u>学環</u> 又は <u>専攻</u> 等において別に定める。	第1条から第2条まで （略） (教育研究上の目的) 第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、 <u>研究科</u> 、 <u>教育部</u> 、 <u>学環</u> 又は <u>専攻</u> 等において別に定める。
第3条 （略） <u>(課程)</u> 第4条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程、専門職学位課程とする。 2 博士課程は、前期及び後期の区分を設けないもの（以下「一貫制博士課程」という。）及び前期及び後期の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）とする。 3 区分制博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の区分とし、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。	第3条 （略） <u>(研究科、教育部及び学環)</u> 第4条 本学大学院に次の研究科、教育部及び学環（以下「研究科等」という。）を置く。 <u>人文社会芸術総合研究科（修士課程）</u> <u>総合医薬学研究科（修士課程）</u> <u>理工学研究科（修士課程）</u> <u>持続可能社会創成学環（修士課程）</u> <u>医薬理工学環（修士課程）</u> <u>生命融合科学教育部（博士課程）</u> <u>医学薬学教育部（博士課程）</u> <u>理工学教育部（博士課程）</u> <u>教職実践開発研究科（専門職学位課程）</u> 2 持続可能社会創成学環は、第22条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する修士課程とする。 3 医薬理工学環は、第22条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、総合医薬学研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する修士課程とする。

第5条 (略)

(研究科及び学環)

第6条 大学院に置く研究科、学環及び専攻は、次に表に掲げるとおりとする。

研究科	課程	専攻
人文社会芸術 総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻
総合医薬学研究科	修士課程 <u>博士前期課程</u> <u>一貫制博士課程</u> <u>博士後期課程</u>	総合医薬学専攻
理工学研究科	博士前期課程 博士後期課程	理工学専攻
(削る)		
(削る)		
(削る)		
持続可能社会創成学環	修士課程	二

第5条 (略)

(専攻)

第6条 研究科等 (学環を除く。) に次の専攻を置く

研究科	課程	専攻
人文社会芸術 総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻
総合医薬学研究科	修士課程	総合医薬学専攻
理工学研究科	修士課程	理工学専攻
生命融合科学 教育部	<u>博士課程</u>	認知・情動脳科学専攻 生体情報システム科学専攻 先端ナノ・バイオ科学専攻
医学薬学教育部	<u>博士課程</u> (後期3年)	看護学専攻 薬科学専攻
	<u>博士課程</u>	生命・臨床医学専攻 東西統合医学専攻 薬学専攻
理工学教育部	<u>博士課程</u>	数理・ヒューマンシステム科学専攻 ナノ新機能物質科学専攻 新エネルギー科学専攻 地球生命環境科学専攻
(新設)		

<u>医薬理工学環</u>	<u>博士前期課程</u> <u>博士後期課程</u>	二
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻

2 持続可能社会創成学環は、第22条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する。

3 医薬理工学環は、第22条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、総合医薬学研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する。

(収容定員)

第7条 研究科等及び専攻の収容定員は、別表第1のとおりとする。

第8条 (略)

第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一の専攻に限り、修士課程又は専門職学位課程の担当を兼ねることができる。

第9条から第10条まで (略)

(削る)

(削る)

(新設)		
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻

2 医学薬学教育部看護学専攻及び薬科学専攻の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。

3 前項の後期3年の課程は、博士後期課程という。

(収容定員)

第7条 (同左)

第8条 (略)

第8条の2 博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一の専攻に限り、修士課程又は専門職学位課程の担当を兼ねることができる。

第9条から第10条まで (略)

(教育部長)

第11条 教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は、当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 教育部長は、その教育部に関する事項をつかさどる。

(副教育部長)

第11条の2 教育部に副教育部長を置く。

	<p>2 副教育部長は、当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。</p> <p>3 副教育部長は、教育部長の命を受け、教育部長の職務を補佐し、教育部長に事故があるときはその職務を代理する。</p>
(削る)	(教育部教授会) 第11条の3 教育部に教育研究に関する事項を審議するため、教育部教授会を置く。 2 教育部教授会に関し必要な事項は、教育部において定める。
(学環長) 第11条 (略) 2 (略) 3 (略)	(学環長) 第11条の4 (略) 2 (略) 3 (略)
(副学環長) 第11条の2 (略) 2 (略) 3 (略)	(副学環長) 第11条の5 (略) 2 (略) 3 (略)
(学環委員会) 第11条の3 (略) 2 (略)	(学環委員会) 第11条の6 (略) 2 (略)
第12条 (略)	第12条 (略)
(標準修業年限) 第13条 本学大学院の標準修業年限は、修士課程及び専門職学位課程は2年、博士後期課程は3年、一貫制博士課程は4年とする。 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないとき	(標準修業年限) 第13条 本学大学院の修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。 2 (同左)

は、研究科等、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

(削る)

(在学期間)

第14条 本学大学院の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。

第15条 (略)

(入学資格)

第16条 本学大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

第1号から第11号まで (略)

2 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

第1号から第8号まで (略)

3 本学大学院の一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

第1号から第10号まで (略)

3 本学大学院の生命融合科学教育部博士課程の生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻、医学薬学教育部博士後期課程及び理工学教育部博士課程の標準修業年限は3年とし、生命融合科学教育部博士課程の認知・情動脳科学専攻、医学薬学教育部博士課程の生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻及び薬学専攻の標準修業年限は4年とする。

(在学期間)

第14条 本学大学院の修士課程、博士後期課程、博士課程及び専門職学位課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。

第15条 (略)

(入学資格)

第16条 (同左)

第1号から第11号まで (略)

2 本学大学院の博士課程（標準修業年限が3年のものに限る。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

第1号から第8号まで (略)

3 本学大学院の博士課程（標準修業年限が4年のものに限る。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

第1号から第10号まで (略)

第16条第4項から第18条まで (略)

(入学者の選考)

第19条 入学を志願する者に対しては、入学者受入れの方針に基づき選考を行うものとし、選考の方法は研究科等において別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会又は学環委員会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

第20条から第32条まで (略)

(転研究科等)

第33条 学長は、他の研究科等に転ずることを願い出た者があるときは、当該研究科委員会等の意見を聴いて、許可することができる。

2 削る

第34条から第37条まで (略)

第37条の2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するため必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

第16条第4項から第18条まで (略)

(入学者の選考)

第19条 (同左)

2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会、教育部教授会又は学環委員会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

第20条から第32条まで (略)

(転研究科等)

第33条 (同左)

2 学長は、同一研究科等の他専攻に転ずることを願い出た者があるときは、当該研究科委員会等の意見を聴いて、許可することができる。

第34条から第37条まで (略)

(新設)

第37条の3 (略)

第37条の4 本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の博士後期課程における在学期間については、適用しない。

第38条 (略)

(学位の授与)

第39条 修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 (略)

3 (略)

第40条から第55条まで (略)

(本学学則の読み替え)

第56条 この学則中、本学学則の規定を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」又は「学環」と、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」又は「学環委員会」と読み替えるものとする。

第37条の2 (略)

第37条の3 (同左)

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の博士課程（標準修業年限が3年のもの）における在学期間については、適用しない。

第38条 (略)

(学位の授与)

第39条 修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 (略)

3 (略)

第40条から第55条まで (略)

(本学学則の読み替え)

第56条 この学則中、本学学則の規定を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」、「教育部」又は「学環」と、「学部長」とあるのは「研究科長」、「教育部長」又は「学環長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」、「教育部教授会」又は「学環委員会」と読み替えるものとする。

附 則 (略)

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 総合医薬学研究科修士課程の総合医薬学専攻、理工学研究科修士課程の理工学専攻、医薬理工学環修士課程、生命融合科学教育部博士課程の各専攻、医学薬学教育部博士後期課程の各専攻、医学薬学教育部博士課程の各専攻及び理工学教育部博士課程の各専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者並びに令和5年度以前入学者と同一の年次に再入学及び転入学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条の規定は、令和6度に第1年次に入学した者から適用し、令和5年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に再入学及び転入学する者については、なお従前の例による。
- 4 次の研究科及び学環の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合医薬学研究科	一貫制博士課程	総合医薬学専攻	3 4	6 8	1 0 2
	博士後期課程		1 6	3 2	4 8
	課程		c - 7	c - 1 4	c - 2 1
	博士後期課程		2 9	5 8	8 7
医薬理工学環	博士後期課程	理工学専攻	c - 5	c - 1 0	c - 1 5
	課程	—	1 2	2 4	3 6

備考1 c を付した数字は、医薬理工学環博士後期課程に活用する収容定員を示し、それぞれ内数とする

附 則 (略)

(新設)

別表第1 (第7条関係)

研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員
人文社会芸術 総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻	46人 a-8	92人 a-16
総合医薬学研究科	修士課程・ 博士前期課程	総合医薬学専攻	66 b-8	132 b-16
	一貫制博士課程		34	136
	博士後期課程		16	48
			c-7	c-21
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	288 a-10 b-29	576 a-20 b-58
			29	87
	博士後期課程		c-5	c-15
持続可能社会 創成学環	修士課程	—	18	36
医薬理工学環	博士前期課程	—	37	74
	博士後期課程		12	36
(削る)				

別表第1 (第7条関係)

研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員
人文社会芸術 総合研究科	修士課程	人文社会芸術総合専攻	46人 a-8	92人 a-16
総合医薬学研究科	修士課程	総合医薬学専攻	66 b-8	132 b-16
	(新設)			
理工学研究科	修士課程	理工学専攻	288 a-10 b-29	576 a-20 b-58
	(新設)			
持続可能社会 創成学環	修士課程	—	18	36
医薬理工学環	修士課程	—	37	74
	(新設)			
生命融合科学 教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	36
		生体情報システム科学	4	12
		専攻		
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	12
		計	17	60
医学薬学教育 部	博士後期課程	看護学専攻	3	9
		薬科学専攻	8	24
		小計	11	33
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	72
		東西統合医学専攻	7	28
理工学教育部		薬学専攻	4	16
		小計	29	116
		計	40	149
	博士課程	数理・ヒューマンシス テム科学専攻	5	15

教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	1 4	2 8
合計			4 9 3	1, 0 9 9

備考1 a を付した数字は、持続可能社会創成学環に活用する入学定員及び収容定員を示し、b を付した数字は、医薬理工学環博士前期課程に活用する入学定員及び収容定員を示し、cを付した数字は、医薬理工学環博士後期課程に活用する入学定員及び収容定員を示し、それぞれ内数とする。

2 この表における合計欄の数は、持続可能社会創成学環及び医薬理工学環の入学定員及び収容定員を除いた合計を示す。

			ナノ新機能物質科学専攻	4	1 2
			新エネルギー科学専攻	3	9
			地球生命環境科学専攻	4	1 2
			計	1 6	4 8
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻		1 4	2 8
			合計	4 8 7	1, 0 8 5

備考1 a を付した数字は、持続可能社会創成学環に活用する入学定員及び収容定員を示し、b を付した数字は、医薬理工学環に活用する入学定員及び収容定員を示し、それぞれ内数とする。

2 この表における合計欄の数は、持続可能社会創成学環及び医薬理工学環の入学定員及び収容定員を除いた合計を示す。

富山大学大学院医薬理工学環委員会内規（案）

令和4年3月31日制定
令和5年3月29日改正
令和6年 月 日改正

（趣旨）

第1条 この内規は、富山大学に置く教授会、研究科委員会及び学環委員会に関する規則（以下「教授会等に関する規則」という。）第3条の2第3項の規定に基づき、大学院医薬理工学環委員会（以下「委員会」という。）の審議事項、組織、運営等について定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、教授会等に関する規則第3条の2第1項及び第2項に規定する事項について審議する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学院医薬理工学環長（以下「学環長」という。）
- (2) 大学院医薬理工学環副学環長（以下「副学環長」という。）
- (3) 大学院医薬理工学環に研究指導配置される教員
- (4) その他研究科長が必要と認めた者

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学環長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副学環長がその職務を代行する。

（議事運営）

第5条 委員会は、構成員（外国出張中又は休職中の者を除く。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

（構成員以外の出席）

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に出席させ、その意見を聞くことができる。

(代議員会)

- 第7条 委員会の運営を円滑に行うため、大学院医薬理工学環代議員会（以下「代議員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、第2条に規定する審議事項を代議員会に付託し、代議員会の議決をもって、委員会の議決とすることができます。
 - 3 委員会は、前項の定めるところにより代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。
 - 4 代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部会の設置)

- 第8条 委員会は、次の各部会を置き、第2条に規定する審議事項のうち、各部会に関する事項について委任することができる。
- (1) 博士課程創薬・製剤工学プログラム部会
 - (2) 博士課程応用和漢医薬学プログラム部会
 - (3) 博士課程認知・情動脳科学プログラム部会
 - (4) 博士課程メディカルデザインプログラム部会
 - (5) 修士課程創薬・製剤工学プログラム部会
 - (6) 修士課程応用和漢医薬学プログラム部会
 - (7) 修士課程認知・情動脳科学プログラム部会
 - (8) 修士課程メディカルデザインプログラム部会
- 2 前項の規定に基づき、部会が行った議決は、委員会が議決したものとする。
 - 3 各部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第9条 委員会の事務は、杉谷地区事務部総務課又は五福高岡地区事務部理工系総務課において処理する。

(その他)

- 第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、学環長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

富山大学に置く教授会、研究科委員会及び学環委員会に関する規則（案）

平成27年3月19日制定
平成28年3月17日改正
平成28年4月21日改正
平成30年3月27日改正
令和元年9月24日改正
令和4年3月22日改正
令和5年 月 日改正

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第44条第2項並びに国立大学法人富山大学大学院学則第10条第2項及び第11条の3第2項の規定に基づき、教授会、研究科委員会及び学環委員会に関し必要な事項を定める。

（学部教授会）

第2条 学部教授会は、学長が次に掲げる当該学部に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、卒業その他学生の身分に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 教員の配置に関する事項
- 2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び当該学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 学部教授会の構成員、運営その他必要な事項は、当該学部において別に定める。

（教養教育院教授会）

第2条の2 教養教育院教授会は、学長が次に掲げる教養教育院に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 各学部の教育課程の編成のうち、教養教育に関する事項
 - (2) 教員の配置に関する事項
- 2 教養教育院は、前項に規定するもののほか、学長及び教養教育院長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教養教育院教授会の構成員、運営その他必要な事項は、教養教育院において別に定める。

(研究科委員会)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる当該研究科に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、課程の修了その他学生の身分に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 大学院担当教員に関する事項
 - (5) 教員の配置に関する事項
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び当該研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 研究科委員会の構成員、運営その他必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(学環委員会)

第3条の2 学環委員会は、学長が次に掲げる当該学環に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、課程の修了その他学生の身分に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 大学院担当教員に関する事項
 - (5) 教員の配置に関する事項
- 2 学環委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び当該学環長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 学環委員会の構成員、運営その他必要な事項は、当該学環において別に定める。

(和漢医薬学総合研究所教授会)

第4条 和漢医薬学総合研究所（以下「研究所」という。）教授会は、学長が研究所に係る教員の配置に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 2 研究所は、前項に規定するもののほか、学長及び研究所長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 研究所教授会の構成員、運営その他必要な事項は、研究所において別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育部教授会は、改正後の本規則にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者並びに令和 5 年度以前入学者と同一の年次に再入学及び転入学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。